

令和2年10月吉日

居住者 各位

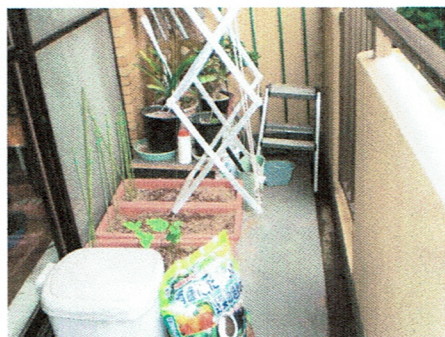
ライオンズマンション大宮指扇第2
管理組合理事会

避難経路確保のお願い

日頃より管理組合運営にご理解・ご協力を賜り、誠に有難うございます。

当マンションにつきまして、バルコニーも火災など有事の際は避難経路となっております。バルコニーの隔て板付近に室外機の設置をはじめ物置や植木鉢等の物品を置くことは、避難経路の妨げとなります。5月の特殊建築物定期検査で、本件に関して一部不具合の指摘がありました。この状態を放置することは消防法にも抵触し、早期改善命令が出されることに繋がります。そのようなことにならない為にも入居者の皆様に、バルコニー内の適切な維持管理をお願いしたく、本文書を全戸へ配布することといたしました。

(下記の写真は、当マンションの事例では有りません。あくまでも参考例です。)



各ご家庭におきまして、この機会に避難経路の確保に努めていただきますようお願いいたします。万が一、隣接住戸において、避難への不安等が生じるような状況がございましたら、管理組合宛にご相談いただければと考えております。

皆様の御協力なしでは改善出来ません。御理解・御協力の程宜しく申し上げます。

以上